

板倉町学校部活動の運営に関する方針

板倉町教育委員会

板倉町学校部活動の運営に関する方針

令和5年 9月 1日

【板倉町教育委員会】

学校部活動（以下「部活動」という。）は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校判断により行われるものであるが、学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、体力や技術の向上だけでなく、異年齢との交流の中で、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等、生徒の多様な学びの場として大きな意義を持つ活動である。

しかしながら、部活動の時間が増大することで、生徒や部活動顧問の心身の負担が大きくなるなど課題もある。また、今日においては、教育等に関わる課題が複雑化・多様化する社会の変化、とりわけ少子化が進展する中、部活動によっては、従前と同様の運営体制では維持できない現状がある。こうした部活動を取り巻く現状を受け、部活動を持続可能なものにするため、速やかに部活動の在り方を見直す必要がある。

板倉町教育委員会は、適正な部活動の運営に向けて、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」の提言（以下「協議会の提言」という。）や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」（以下「国のガイドライン」という。）、「適正な学校部活動の運営に関する方針（令和5年4月）」（以下「県方針」という。）に則り、本町の実情を踏まえた「板倉町学校部活動の運営に関する方針」（以下「町方針」という。）を策定した。

1 部活動の適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定等

- 町教育委員会は、「協議会の提言」「国のガイドライン」「県方針」に則って策定した「板倉町学校部活動の運営に関する方針」を踏まえた適正な部活動が推進されるよう学校と連携して取り組むとともに、町ホームページの掲載等を利用して、地域住民へ広く周知するものとする。
- 学校は、「町方針」に則って策定した「板倉中学校部活動指導の方針」（以下「学校方針」という。）を踏まえた適正な部活動が推進されるよう、全ての教職員がその方針を定期的に確認するとともに、学校ホームページの掲載等を利用して保護者へ周知し、共通理解を図るものとする。

（2）適正な数の部の設置

校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保し、適正な数（原則として教職員1名が1つの部のみ担当し、1つの部に2名以上の顧問を配置することが

できる部数)の部を設置するとともに、この方針を生徒や保護者に明確に示す。

(3) 部活動指導員制度及び外部指導者の活用

板倉町教育委員会は、中学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態を踏まえ、県の部活動指導員の制度を効果的に活用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問に代わり指導や大会の引率を担うことのできる体制を構築する。なお、部活動指導員や外部指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合でも許されないこと、サービス(生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、定期的に研修を行う。

校長は、配置された部活動指導員や外部指導者と顧問が緊密に連携して生徒の指導に当たれるように、その勤務状況等について把握し、適宜必要な指導等を行う。

(4) 顧問の決定

校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

(5) 持続可能な運営体制

校長は、教師の部活動への関与について、法令や県の指針に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。また、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか、適宜、指導を行う。

(6) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

○ 校長は、学校の指導体制等に応じて、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の環境整備について検討する。

○ 板倉町教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、指導できる教師がおらず、部活動指導員や外部指導者も配置できない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(7) 部活動検討委員会の設置

校長は、適切に部活動を実施するため、各部の運営・指導が顧問に任せきりにならないように、部活動に対しての取組や各部の活動を検討し改善していく必要があることから、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者等で組織す

る部活動検討委員会を設置する。なお、委員会の設置に当たっては、学校評議委員会等を活用し、できる限り関係者の負担軽減を図るように工夫する。

(8) 部活動の地域連携

- 板倉町教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、板倉町教育委員会、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設け、地域連携を推進する。
- 板倉町教育委員会及び校長は、部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。県及び板倉町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- 運動部活動及び、文化部活動の顧問は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点、または、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分図った上で、専門的知見を有する保健体育担当教諭や養護教諭等と連携・協力し指導を行う。

(2) 体罰の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒とし体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許さ

れない。校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識を持つことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し理解を図る。

3 適切な休養日の設定

(1) 適切な休養日等の設定

適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒にとって、心身に無理が生じることから、スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点など生徒の健康のことを考えるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにするためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。また、教員の負担軽減や長時間労働の解消のためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。そのため、以下の①～③の基準を設定する。

①学期中の休養日

- ・週当たり2日以上 of 休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、土・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする)
- ※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

②長期休業中の休養日

- ・長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。
- ※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

③活動時間

- ・合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で活動を終えることとする。学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終えることとする。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

(2) 休養日及び活動時間等の設定の工夫

定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の部活動の休養日や、週間、月間等での活動頻度・時間の目安を定めるなど、地域や学校の実態を踏まえ、工夫しながら取り組むこと。

(3) 朝練習の実施

放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わないようにする。朝練習を実施する必要がある場合は、朝練習の効果だけでなく、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮するとともに、指導する教職員の長時間労働の解消についても検討した上で実施する。また、朝練習を行う際、その趣旨や効果等について、生徒と保護者・顧問等が十分に話し合い、生徒の自発的発想から実施するようにする。

4 安全管理と事故防止

(1) 事故防止の留意点

校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、県教育委員会の「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」を活用し、各生徒の発達段階、体力を考慮し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、活動場所、関係の施設・設備、用具等の定期的な安全確認を行い、事故の未然防止に努める。また、事故が起こった場合の対応として、職員研修の実施や危機管理マニュアルの見直し、AEDの設置場所の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。

(2) 熱中症事故の防止

- 板倉町教育委員会及び校長は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度））等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

- 板倉町教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、広域的な大会やコンクールが予定され、やむを得ない事情により参加する場合には、参加生徒や観戦者のこまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

(3) 事故への対応

校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、万一、事故が発生した場合には、適切な応急処置を行い、状況によっては負傷者を医療機関に搬送することや二次災害を食い止めるなど、事故による被害を最小限にとどめるよう努める。また、日頃から校内等の緊急体制が有効に機能するよう全職員の役割分担や手順を明確にしておく。

5 学校単位で参加する大会やコンクール、地域行事等の見直し

板倉町教育委員会及び校長は、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の全

体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、これまで参加していた大会やコンクール等を精査するとともに、地域行事についても参加を検討し、地域に理解を求める努力をする。

6 小学校段階におけるスポーツや文化等の活動

- 小学校段階においても、スポーツや文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動は、地域にて多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、保護者及び地域の理解を得ながら休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。
- 児童の安全管理と事故防止についても、本方針「4 安全管理と事故防止」に準じて、適切な対応を取るよう留意する。

終わりに

「板倉町学校部活動の運営に関する方針」は、本町の実情を踏まえ、生徒や教職員の視点に立った部活動の改革に向けた具体的取組について示すものであるが、「国のガイドライン」「県方針」において、今後の少子化の進展の中で、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方に関し、速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要性についても言及されている。

本町においては、こうした動きなども注視しながら、競技力や技能の向上の観点からも、競技団体や文化部活動に関わる組織等の関係機関とも連携を深め、さらなる適正な部活動の運営を推進することとする。